

北労発基 0724 第 2 号
令和 5 年 7 月 24 日

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局長



交通誘導警備業務に係る労働災害防止の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の運営にあたり、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

本年 7 月 10 日、札幌市白石区の倉庫新築工事において、交通誘導警備員が後進してきた積載型トラッククレーンにひかれて死亡するという重大災害が発生しました。このほか、今年に入ってから道内では、3 月に後進中のタイヤローラーにひかれた死亡災害、5 月に後進中の積載型トラッククレーンにひかれた死亡災害が発生しており、現在まで 3 名もの交通誘導警備員の尊い命を失う憂慮すべき事態となっています。

現在、当局においては、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、工事現場で混在して作業を行う車両系建設機械や車両荷役運搬機械等を使用する建設業者や運送業者、誘導員を配置する警備業者に対し、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれましては、会員企業に対し、下記のとおり、当該機械を誘導する際の安全確保措置が確実に講じられているか等下記の事項を踏まえた労働災害防止対策について、周知徹底を図っていただきますよう要請いたします。

記

- 1 建設工事の元方事業者は、仕事の工程に関する計画、車両系建設機械等の配置に関する計画に関し安全性の評価を実施すること。
- 2 建設工事現場の警備業務について、警備業者に警備計画を作成させ、警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき、工事内容、警備業務の範囲等を十分に把握させるよう励行すること。
- 3 車両系建設機械や車両荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は、元方事業者と協議の上、当該機械の作業計画の策定にあたっては、現場の状態に基づいた、当該機械の能力に応じた運行経路、当該機械移動時の誘導者の配置、夜間の照明、立入禁止区域の状況を明らかとした安全な作業方法を採用すること。

また、関係事業者間の連絡調整を緊密に行うとともに、交通誘導警備員の誘導位置

及び交通誘導警備員と当該機械との接触防止措置を明確にし、その計画の内容を交通誘導警備員に周知徹底すること。

- 4 交通誘導警備員が当該機械の作業区域に立ち入る場合の合図等を定める、交通誘導警備員を建設工事の元方事業者が行う朝礼等に参加させる等、元方事業者と緊密な連絡調整と連携を図ること。
- 5 当該機械を用いた作業に応じ、作業指揮者の選任が必要となる場合には職務の励行を図ること。

また、現場内においては当該機械を運転し動かす際に警報を鳴らすなど、当該機械が不意に動き出す危険を周囲に知らせるなどの対策も検討すること。

- 6 交通誘導警備員に対し、当該機械の運転者の死角となる場所に入らないこと、作業半径に立ち入ったり、旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入ったりしないこと等の当該機械との接触防止対策に係る安全教育を実施すること。

令和5年 警備業における死亡労働災害発生状況

(発生年月日順)

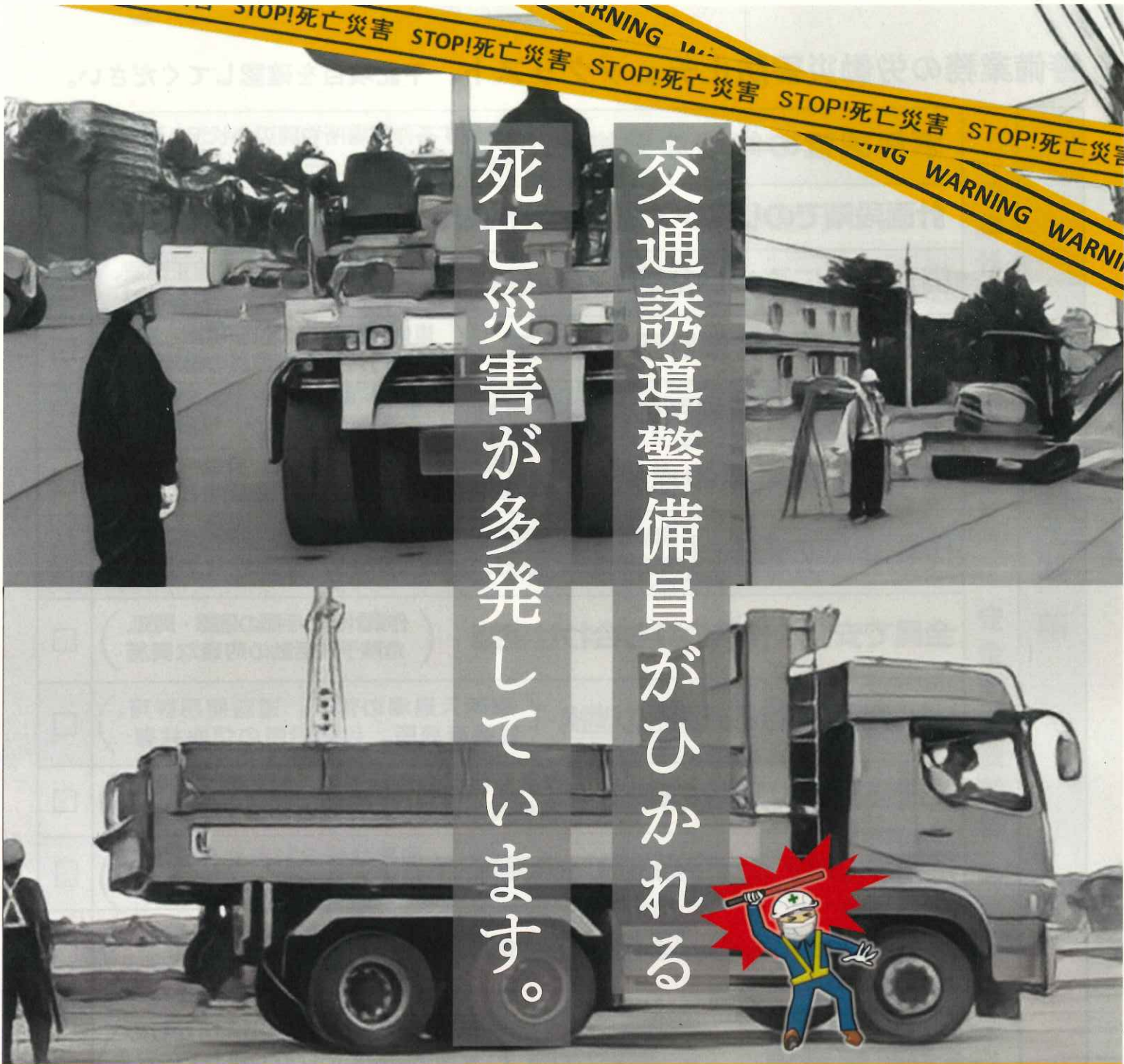
北海道労働局

No.	発 生 月	時 刻	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	3	17 時台	はさまれ、 巻き込まれ	締固め 用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が後進中のタイヤローラーに背後からひかれたもの。
2	5	21 時台	はさまれ、 巻き込まれ	トラッ ク	工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が、荷の搬入のため現場内で後進していた積載型トラッククレーンに、背後からひかれたもの。
3	7	9 時台	交通事故 (道路)	トラッ ク	工事現場の出入口で資材の搬入にきた積載型トラッククレーンの後進を誘導していた時に、歩道と車道の段差を解消するためのスロープがずれたため、車道上でスロープを修正していたところ、停車していた積載型トラッククレーンが後進し始め、ひかれたもの。

担当：北海道労働局労働基準部安全課


主任安全専門官 ^{のと} 衿 裕美

電話(代)011-709-2311 内線 3551







交通誘導警備員がひかれる
死亡災害が多発しています。



 様々な職種の人が同じ場所で作業を行う工事現場で災害を無くすためには、関係者の作業の連絡調整とそれぞれの方が現場のルールを守ることが必要不可欠です。被害者にも加害者にもならないために、自分が主役の安全対策、進めましょう。

守ろう！皆の命を守る現場のルール



-  1 警備計画、工事用車両の作業計画の周知と調整
-  2 建設機械やトラックの運行範囲・死角に入らない
-  3 後進時は誘導者の指示に従い走行する
-  4 車両の動き出し前は周囲の確認と合図を行う

警備業事業者の皆様は裏面もチェック！
↓

警備業務の労働災害防止チェックリスト 下記項目を確認してください。

作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施 (警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集)	<input type="checkbox"/>
		計画段階でのリスクアセスメント実施 (危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討)	<input type="checkbox"/>
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成 (警備員の適正配置、夜間照明等を検討)	<input type="checkbox"/>
		危険箇所等の作業計画への明示 (車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認)	<input type="checkbox"/>
	点検等	警備を行う作業場所の的確な点検 (墜落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も)	<input type="checkbox"/>
		保護具、用具類の点検 (保護帽、作業服、安全靴、安全ベルト、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検)	<input type="checkbox"/>
	安全衛生対策等	作業指揮者の選任 (警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行)	<input type="checkbox"/>
		全員で安全な作業の打ち合わせ実施 (作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施)	<input type="checkbox"/>
		建設現場における元請との連携 (車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有)	<input type="checkbox"/>
		KY活動と体調管理の確認 (作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底)	<input type="checkbox"/>
		警備員に対する安全衛生教育の実施 (的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施)	<input type="checkbox"/>
作業時		車両の入退場時における接触防止の徹底 (的確な車両誘導と車両との距離確保！)	<input type="checkbox"/>
	公道上における安全な車両誘導の徹底	 (道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！)	<input type="checkbox"/>
	建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底	(現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置)	<input type="checkbox"/>
	体調管理と休憩時間の確保	(警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、熱中症予防対策の徹底)	<input type="checkbox"/>
	悪天候時等の環境悪化への対応	(強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！)	<input type="checkbox"/>
	公衆災害の防止対策	(第三者（通行人等）に対する安全対策（誘導員配置や歩行通路の確保）などの配慮)	<input type="checkbox"/>

作業場名

点検日

点検者